

登録と
予防注射は
大切なワン！



地 区	日	実 施 場 所	実 施 時 間
白木谷・ 八 京・ 久礼田・ 岡 豊	4月23日(火)	旧白木谷バス停前	9：20～9：30
		四方竹出荷場前	9：40～9：50
		八 京 公 民 館	10：00～10：10
		岡豊町笠ノ川公民館	10：20～10：35
		植 田 公 民 館	10：50～11：00
		久 礼 田 体 育 館	11：15～11：30
		岡豊町蒲原公民館	13：40～13：50
岡 豊・ 国 府・ 長 岡	4月26日(金)	岡豊町滝本公民館	14：00～14：10
		岡豊町定林寺公民館	14：25～14：40
		岡豊町小竈熊野神社	9：10～9：25
		岡豊町中島沖公民館	9：35～9：50
		岡豊ふれあい館	10：05～10：25
南 部	5月12日(日)	左右山公民館	10：40～10：50
		比江スポーツグラウンド	11：05～11：25
		西 島 公 民 館	13：40～13：55
		市役所北駐車場	14：10～14：30
		日章福祉交流センター	10：20～10：50
北 部	5月19日(日)	前 浜 公 民 館	11：05～11：25
		稲生ふれあい館	13：00～13：30
		市役所玄関前	13：55～14：30
		久 礼 田 体 育 館	10：10～10：40
		岡豊ふれあい館	11：00～11：30
南 部	5月19日(日)	SUNSUNながおか	13：00～13：30
		市役所玄関前	13：50～14：25

※お問い合わせは、環境課環境係（☎880-6557）まで

軽自動車・原動機付自転車 などの届け出

軽自動車や原動機付自転車、農耕車の税金は、毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。すでに使用していても、廃車の手続きをしていない場合は課税されますのでご注意ください。

＊4月2日以降に廃車・名義変更しても、その年度は課税されます。

車 種	届 け 出 先
原動機付自転車 (50cc～125cc、ミニカー) 小型特殊自動車、農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880-6554
軽二輪車(126cc～250cc)	高知県軽自動車協会 ☎842-4311
二輪の小型自動車(251cc～)	高知運輸支局登録部門 登録関係ヘルプデスク ☎050-5540-2077
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎842-5734

農耕作業用自動車

コンバイン・トラクターなどの乗用装置を有するものは課税されますので、取得した場合は登録の届け出が必要です。

身体障害者などへの減免

身体障害者または知的障害者などで、一定の要件に該当する方は減免を受けられますので、4月23日(火)までに申請してください。

廃車・名義変更の届け出が必要な場合

- ▶廃棄した
- ▶人に譲った
- ▶盗難にあった
- ▶紛失した
- ▶転出した など



※お問い合わせは、税務課税務管理係（☎880-6554）まで



犬の登録と狂犬病予防注射



愛情と責任を持って犬を飼いましょう

- ご希望の場所で、登録・注射を受けてください。
- ＊暴れて注射をさせない犬は、犬を抑えられる人が連れて来てください。
- ＊死亡や譲渡・転居・転出・転入の場合も届けてください。
- ＊料金は釣り銭のいらないようにお願いします。

25年度の日程表

地 区	日	実 施 場 所	実 施 時 間
大 篠・ 野 田	4月4日(木)	明 見 公 民 館	9：25～9：40
		篠原中央公民館	9：55～10：15
		中 央 公 民 館	10：30～10：45
		能 間 公 民 館	11：00～11：20
		上 野 田 公 民 館	13：40～13：50
		下 野 田 公 民 館	14：05～14：20
		西 野 田 公 民 館	14：30～14：40
十 市・ 稲 生	4月9日(火)	J A全農こうち重油タンク前	9：25～9：40
		阿 戸 公 民 館	10：00～10：15
		緑ヶ丘2丁目集会所	10：30～10：50
		十市高齢者多世代交流プラザ	11：05～11：20
		小 久 保 公 民 館	13：50～14：05
		稲生ふれあい館	14：20～14：40

料	新規登録料	3,000円
金	狂犬病予防注射料	3,000円

飼い犬は、生涯で一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が必要です。

4月から5月にかけて市内各地を巡回し、登録（新たに飼い始めた犬、未登録の犬）と狂犬病予防注射を行います。

- ◎次のような犬は、狂犬病予防注射を受けられないことがあります。
- 老齢、体調不良（下痢、食欲不振など）、病気で治療中
- 妊娠中、授乳中
- 注射に対してアレルギー体質
- 他のワクチンを接種したばかり
- ＊飼い主が気にかかる症状があれば、獣医師に相談の上、注射の時期をずらすか、動物病院での実施を検討してください。

土地価格等縦覧帳簿および



家屋価格等縦覧帳簿が見られます



縦 覧 期 間	4月1日(月)～5月31日(金)8：30～17：15 ＊土・日曜日、祝日を除く
縦 覧 場 所	税務課資産税係
縦 覧 資 格 者	平成25年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者または納税者から縦覧の委任を受けた方
縦覧対象物件	納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額 ＊土地（家屋）のみを所有している方は、家屋（土地）の縦覧はできません。
必 要 な 物	認め印と運転免許証など身分を証明する物または納税通知書（受け取り後） ＊代理人は委任状が必要です。 （法人の場合は代表者からの委任を受けてください。）
手 数 料	無料

◎「誰々さんの（どこそこの）土地と家屋の分を縦覧したい」との要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますので、お答えできません。あらかじめ縦覧個所の所在地番などを確認の上、縦覧してください。

※お問い合わせは
税務課資産税係
（☎880-6554）まで